



とに税率が変わってしまつては調整が複雑になることは必至です。ネット取引などが発達している今日、道州ごとの消費税率が異なると、混乱が起こりかねません。その点でフィジブル(実現可能)とはいえず、消費税の取扱いが全国一律であるのが望ましいと思います。そうした消費税の性格からしても、消費税はあくまでも国税が中心であるべきだと思います。ただし今後、国に代わつて地方が福祉を行うようになればそれに見合う地方消費税を充実させるというようなことは考えられるでしょうね。

#### □消費税と地方消費税の税率は切り離して議論すべき

— 国税としての消費税は福祉目的税としての役割を担っている一方、地方消費税は地方が自由に使える一般財源としての役割が期待されているとなりますと、これら二つを別の税目に切り離すという議論も出てこようかと思いますが…。

課税や徴税の執行に負担をかけないという点からすると今のようなたちを温存すべきだと思いますが、消費税と地方消費税との関連は切り離してもよいと考えてい

ます。現行は5%の税率のうち4%が国税であり、その25%が地方税分という法律体系になっており、双方は「運動」しています。私は、将来的には地方消費税を国とは切り離して、独立させてはどうかと考えております。つまり、地方は自らのニーズに応じ、現行の地方消費税率を六団体等で議論し、その税率を決定できるようにする。国は、社会保障の動向をにらみながら、社会保障目的税として消費税率を議論して決める。そのようにすれば、国の社会保障目的税とは別個に地方のニーズに応じた地方消費税率を決めることができ、住民との対話も進み、地方自治の本来の姿になる。もともと、徴収面では、現行のように消費税率一本とすべきことは変わりません。

#### □外形標準課税は「税」のようなもの

— 地方の独自財源を確保するための税としては、平成16年度から導入された法人事業税の外形標準課税がありますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

外形標準課税については、都道府県の中核となる税制として育てるべきであるという声がよく聞かれますが、私はむしろこの辺で立ち止まってしっかりと見直すべき

だと思つています。というのは、税制として問題があると考えているからです。一例を挙げれば、外形標準課税は付加価値税であるといながら、国境調整をすることができない。外国企業が日本へ進出し、外形標準課税を賦課されても、法人所得課税でないために外国税額控除の対象とならないのです。何とも掴みどころのない「橋」のようなものです。税の性格がすつきりしない。その上、導入時にさまざまな妥協を重ねていますから、課税ベースが小さくなつてい。とりわけ本来赤字法人課税であるにもかかわらず、資本金1億円未満の企業は適用が除外されているという問題があります。また、大企業が人件費を節約してきたため、その負担は当初想定したよりはるかに軽くなつてい。可能性もあります。このように、問題が多い税なので、早晩見直しをして、地方消費税に組み替えるなり何なりの方策を講じる必要があるでしょうね。

#### □国の政策として法人税率の引下げ必要

— 法人税率の引下げの必要性を、先生はさまざまな機会会で主張されていますが、このことは先ほどの法人二税

を国税化することと関連してくるのででしょうか。

法人税率は、全体で10%くらい引き下げるべきであると考えているのですが、これを5%ずつ2段階で引き下げていく必要がある。第1段階は、課税ベースを広げつつ税率を現行より5%引き下げ、財源に響かないようにするというものです。課税ベースの拡大のためには現行の減価償却資産に適用されるいわゆる「250%償却」を200%程度にすることを検討課題にすべきではないか。これにより数千億円程度の税額を確保できると試算しています。

減価償却というものは、これによつて企業が納付することを免れた税額分を仮に借入れ等によつて調達したと考へた場合のその金利分を得るわけですから、現在の低金利下では、それほどの効果は見込めないでしょう。また、250%償却というのは相当な前倒し償却でもあるわけですが、かつてのようにインフレ経済の下であれば償却スピードを上げて資産の回転を速くするメリットもありましたが、現下のようなデフレ経済下では逆に資産が値下がりするという状況ですから、ゆつくりと償却したほうがメリットがあるともいえるわけです。また、

諸外国の例を見ても、ドイツやイギリスなどではこの前倒し償却を緩和することで課税ベースを広げつつ、税率を引き下げるといった措置を採用しています。

第2段階のさらに5%を引き下げるといふ際には、抜本的税制改革の中で、代替財源を考えながら行う必要があります。その際には冒頭の地方法人二税と合わせて検討していく必要があると思います。

#### □課税自主権を行使することの難しさ

—法人二税の代わりというわけではありませんが、これからの自治体には自主財源の確保が必要になってくると思いますが、昨今の各自治体における課税自主権のあり方についてはどのようにご覧になっていますか。

神奈川県臨時特例企業税などはその是非めぐり訴訟にまで発展していますが、原子力発電所や場外馬券場などを狙い撃ちするといった、いわゆる「追い出し税」のような法定外税が多く制定されることになれば、歓迎できません。「公平・中立・簡素」という租税原則からしてもどうかと思いますね。もちろん評価できるものもあります。みどり税や水源税など環境に配慮した税など

は真つ当だと思います。

神奈川県臨時特例企業税の問題は難しいですね。地方税法と条例との関係など整理すべき点があるように残っているような気がします。いずれにしても、課税自主権を委譲して税制を制定するに当たっては、「公平・中立・簡素」という原則を、どのように地方で担保していくのか、住民や議会の関与などその仕組みが必ずしも十分ではないような気がします。

#### □地方税法の微妙な位置づけ

—その意味では、法定外税を導入することはなかなか難しい面があると思います。この原因の一つには地方税法が憲法と各自治体の条例との間で微妙な位置づけにあることが指摘できると思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

そこはすごく難しい問題ですね。地方税法というのは一種のプログラム法です。地方税法で法定されているところから逸脱しない範囲で同じようなものを条例として議会の承認を得ながらつくる。このようなプログラム法としての性質がある地方税法を例えば取り払ったらどう

なるのでしょうかね。それは正直、予想が付きません。

#### □超過課税をもつと行うべき

—法定外税が難しいということになりますと、超過課税によって税源を確保するという議論も当然出てくると思いますが…。

そのとおりですね。私は常々、自治体はなぜ、住民税や固定資産税の超過課税をもつと行わないのかと思つていました。イギリスに住んだ経験としては、家を借りるために不動産会社へ行くと、その地域ごとのレイト（固定資産税）というものが示されています。高いレイトのところは例えば治安が良かったり、教育も充実していたり、それに応じた行政サービスを受けることができる。レイトはそうした行政サービスの指標になっているわけです。イギリスではレイトの最低と最高とでも6倍くらいの差があります。行政サービスにさほど差がない日本であれば真つ先にレイトの低い地域が歓迎されるのでしようが、イギリスでは単にレイトが低いからといって安易にその地域を選ぶようなことはしません。逆に、高いレイトの地域はイメージが良く人気もあるわけです。

イギリスにも国と地方の財政調整がありますが、ベースとなる基準財政需要額、あるいはナショナルミニマムが日本よりも低いという傾向があります。このため、限界的部分で地域の行政サービスを上乘せする必要があり、その部分で税率に差が付きまします。このようなことが日本に馴染むかどうかは難しいところでしょうが、限界的部分で、各自治体が財源の調達方法も含めてどう工夫するか、そのメカニズムが必要ではないでしょうか。税がある程度高くてもそれに応じた高い行政サービスを受けたい、例えば小学校の40人学級を30人学級にすることを住民が望めば、その分、税を追加的に負担してもよい、そのような仕組みを日本でも作り上げることが住民自治につながっていくと思います。自治体独自で、サービスを向上させるための税財源を確保するということですが、そのためには受益と負担のあり方を住民に対して十分に説明するとともに、その結果についての透明性がより一層求められるのでしようね。

#### □徴収一元化は実現すべき

—地方税の徴収について伺いたいのですが、今後、税

の徴収を効率的にやっていくためには各自治体でおのの取り組みではなく、地域間で連合し、あるいは国税と連携し、さらには社会保険料も合わせてあらゆる徴収を一元化すべきであるという議論がありますが、この点についてはどうでしょうか。

徴収一元化は実現すべきでしょうね。千葉県のとある税務署で署長をやった経験からいっても、地方の税務当局には、良きにつけ悪きにつけ、地域の「つながり」があります。自治体の税務担当職員と滞納者が昔からよく知っている間柄にあるなどということはよくあることで、どうしても「やさしい」執行になりがちです。

最近では自治体間で連合して徴収機構をつくり、そのような不都合を解消しているようですが、最終的には国税や社会保険料なども含めてあらゆる社会的経費を一括して徴収できるようにするのが理想だと思います。

#### □番号制度は国民の権利行使のためにも必要

—そのためには納税者番号制度ないしは税社会保障共通番号制度のようなID番号が必要になってくるかと思いますが…。

#### □地方の税源はまずは住民税で確保すべき

—最後に、これからの地方税について、特に地方の税源のあり方についてお聞かせください。

国から地方への税源移譲を今後さらに大々的に実施していくときにその中心となる税目は何かという問題があります。つまり、所得税を中心とするのか、それとも消費税なのか、現在のところは両論あるでしょう。消費税を地方へ移せば、国の社会保障の財源はどうなるのかという声が出てくる。スウェーデンでは消費税率の高さがとくに注目されますが、所得税率も実は30%とかなり高い。ある給与所得者の懐を考えた場合で、100の所得のうちまず30%は所得税として納税し、残りの70のうち消費に回った分に25%の消費税がかかるわけですから、額としては所得税のほうが大きいのです。これは「住民

番号制度についてはともすると、これを導入すると行き過ぎた管理社会になってしまうのではないかと危惧する声が聞かれますが、もともと国民の受益のために積極的に活用していくことを訴えていく必要があると思います。例えば給付付き税額控除や、事前記入式申告制度の導入です。

スウェーデンでは、番号制度によって国が納税者のすべての所得を把握しているので、申告の時期にはその情報を還元して納税者へ送付し、正しければ納税者はこれに認印を押して返送するだけで税務申告を終えることができるというようにしています。日本では年金所得者などについては今すくなくてもこのような処理が可能でしょう。そもそも年金所得に係る源泉税というものは過払いになっていますから、給与所得を把握できれば還付税額を把握することができるのです。

納税者番号制度等については徴収の論理だけでなく、納税者の受益という面も踏まえて議論していくべきでしょう。

自治は所得税で」という考え方に基づいているともいえます。このように、消費税が所得税(住民税)かという問題は難しい問題ですが、いずれにしても、もう少し住民税の充実が必要なのは言を待ちません。

それと何よりも固定資産税が鍵になりますね。各自治体が固定資産税の税率を行政サービスの向上のための財源としていかに引き上げていくか。この努力を惜しむべきではありません。

今後は自治体ごとにもっと税制面で特色を出して行ってよいと思いますね。アメリカなどでは資産を持つ高齢者と所得を稼ぐ勤労者とを税制によりすみ分けているような自治体が見受けられます。「足の投票」が実際に生じるような税制の構築が日本でも見られるようになるのでしょうか。